

副本

平成20年(行コ)第41号 公文書不開示決定処分取消等控訴事件

控訴人 国

被控訴人 吉澤 文寿ほか9名

第2準備書面

平成20年5月28日

東京高等裁判所第17民事部イハ係 御中

控訴人指定代理人

藤	澤	孝
福	光	洋
益	子	浩
山	田	重
和	田	幸
長	尾	成
阿	部	録
清	水	
大	野	
小	川	
望	月	千

藤澤 孝 子 志 夫 浩 敏 明 享 祥 伸 洋

代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代

控訴人は、平成20年5月9日までに、本件開示請求の対象文書のすべてについて開示決定等をしたので、本書面において、本案前の答弁をする。

また、被控訴人の答弁書に対し、控訴理由書で述べたことに加え、必要な範囲で反論を行う。

なお、略称については、新たに用いるもののほかは従前のおりである。

第1 本案前の答弁及びその理由

1 本案前の答弁

- (1) 原判決中、控訴人の敗訴部分を取消す
 - (2) 前項の部分に係る被控訴人らの訴えを却下する
 - (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする
- との判決を求める。

2 本案前の答弁の理由

(1) 開示請求に係る決定

外務大臣は、控訴理由書第1の1で触れた開示決定等に加え、残されていた「未決定文書」のすべてについて、原告らに対し、平成20年4月18日付けで別紙1記載のとおり、同年5月2日付けで別紙2記載のとおり、同月9日付けで別紙3記載のとおり開示決定等を通知した。

なお、本件開示請求に対して、外務大臣が開示決定等を行った文書は1916文書で、開示頁（部分開示を含む）は約6万頁となった。

(2) 小括

以上のとおり、本件開示請求対象文書は、そのすべてについて開示決定等が行われたことにより、外務大臣が開示決定をしないことが違法であることの確認を求める本件訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものである。

第2 被控訴人の答弁書に対する反論

1 外務省の業務体制及び文書の特殊性について

被控訴人は、厚生労働省や国土交通省の個別的事例、及び、宮内庁等が外務省よりはるかに古い文書を保有していることを根拠として、外務省の業務体制及び文書には他省庁と比して特殊性はなく、本件開示決定等が原審の口頭弁論終決時までになされなかった状態を違法と判断した原判決は正当であると主張する。

しかし、外務省の業務体制及び文書の特殊性により、他の行政機関と比較しても外務省の情報公開に対する取組が劣っているといえないことについては控訴理由書（11ページ）において述べたとおりである。

2 過去の情報公開請求の前例等の利用について

- (1) 被控訴人は、「前例の利用による審査時間の短縮とは、過去に同一文書の開示・不開示を審査した経験があれば、その経験を踏まえて同一文書のさらなる審査は迅速・効率的におこなえるはずであるという、至極当然な経験則を踏まえたものである」と主張する（答弁書10ページ）。

控訴理由書（19ページ）で述べたとおり、法は、前例案件があるものについて、同一の判断をすることを明文で奨励しているものではなく、むしろ開示・不開示の判断及び不開示事由は時の経過とともに変化するものであるから、各請求毎に個別に審査を進めるべきであると解するのが自然である。かかる法の解釈は、過去に不開示又は部分開示決定がなされた文書であっても、将来において開示される可能性を請求者に与えるものであり開示請求者にとって利益となるのであり、異議申立てがなされた経緯や法のそもそもの趣旨に照らし、慎重に審査を行っている処分庁の姿勢に誤りはないのである。

そして、まさにこうした姿勢に基づいた各請求ごとの個別の慎重な審査

の結果、前例においては不開示としていた部分についても、開示範囲を大幅に拡大することができたのである。

その一例を挙げると、原告らの異議申立てを受けて、「相当の部分」として平成18年8月17日に開示決定等した13文書に関して、改めてすべて開示することとした平成19年3月28日付けの再決定（乙第2及び3号証）であり、また、乙第15号証と乙第16号証のとおりである。すなわち、乙第15号証は、被控訴人がその答弁書11ページの③において、前例として引用した開示請求（甲第37号証の16）で部分開示とされた文書（文書番号199）であるが、平成19年11月16日付けで被控訴人に対して行った開示決定等においては乙第16号証のとおり、不開示部分のすべてを開示することができた（文書番号81）のであり、その後も同様の方針で開示決定等を行ってきたのである。

以上のように、控訴人は、前例があったとしても、その不開示部分について再検討を行うこともなく不開示のままとするのではなく、開示決定時点において、可能な限り開示できるように鋭意努力してきたのであり、少なくとも本件においては、「外務省は、原告らの本件開示請求の前に、これらの375文書を、開示・不開示の判断のために精査していたのであり、異議申立時に、再度相当量の文書の検討に当たっていると考えられるから、これらの前例を踏襲すれば、速やかな開示決定等ができたはずである」（被控訴人答弁書13ページ）といった事情はなく、被控訴人の主張は失当である。

第3 結語

控訴理由書及び上記第2で述べたとおり、外務大臣が本件開示決定をしないことが違法であることを確認する旨判示した原審の判断は法の解釈を誤ったものであり、被控訴人の請求は棄却されるべきものであったといえる。

しかるところ、上記第1で述べたとおり、本件開示請求に対する開示決定等はすべて終了したことにより、被控訴人の訴えは、訴えの利益を欠いたものであるから速やかに却下されるべきである。

別紙1

開示決定日	通知番号
平成20年4月18日	情報公開第00292号
	情報公開第00317号
	情報公開第00598号
	情報公開第00599号
	情報公開第00824号
	情報公開第00825号
	情報公開第00831号
	情報公開第00854号
	情報公開第00856号
	情報公開第00859号
	情報公開第00901号
	情報公開第00929号
	情報公開第01038号

別紙2

開示決定日	通知番号	開示決定日	通知番号
平成20年5月2日	情報公開第00287号	平成20年5月2日	情報公開第01042号
	情報公開第00291号		情報公開第01059号
	情報公開第00328号		情報公開第01088号
	情報公開第00347号		情報公開第01089号
	情報公開第00540号		情報公開第01090号
	情報公開第00544号		情報公開第01104号
	情報公開第00804号		情報公開第01107号
	情報公開第00805号		情報公開第01108号
	情報公開第00818号		情報公開第01117号
	情報公開第00819号		情報公開第01119号
	情報公開第00820号		情報公開第01120号
	情報公開第00821号		情報公開第01128号
	情報公開第00852号		情報公開第01129号
	情報公開第00853号		
	情報公開第00862号		
	情報公開第00863号		
	情報公開第00874号		
	情報公開第00882号		
	情報公開第00891号		
	情報公開第00892号		
	情報公開第00893号		
	情報公開第00894号		
	情報公開第00895号		
	情報公開第00896号		
	情報公開第00904号		
	情報公開第00905号		
	情報公開第00910号		
	情報公開第00934号		
	情報公開第00962号		
	情報公開第01005号		
	情報公開第01022号		
	情報公開第01037号		

別紙3

開示決定日	通知番号	開示決定日	通知番号
平成20年5月9日	情報公開第00318号	平成20年5月9日	情報公開第01100号
	情報公開第00321号		情報公開第01101号
	情報公開第00596号		情報公開第01102号
	情報公開第00597号		情報公開第01106号
	情報公開第00806号		情報公開第01109号
	情報公開第00822号		情報公開第01118号
	情報公開第00826号		情報公開第01131号
	情報公開第00827号		情報公開第01132号
	情報公開第00829号		情報公開第01133号
	情報公開第00830号		情報公開第01134号
	情報公開第00847号		情報公開第01135号
	情報公開第00848号		情報公開第01136号
	情報公開第00849号		情報公開第01137号
	情報公開第00850号		情報公開第01138号
	情報公開第00851号		情報公開第01139号
	情報公開第00858号		情報公開第01140号
	情報公開第00860号		情報公開第01141号
	情報公開第00861号		情報公開第01142号
	情報公開第00900号		情報公開第01143号
	情報公開第00906号		情報公開第01144号
	情報公開第00908号		情報公開第01145号
	情報公開第00909号		情報公開第01146号
	情報公開第00922号		情報公開第01147号
	情報公開第01041号		情報公開第01148号
	情報公開第01081号		情報公開第01149号
	情報公開第01087号		情報公開第01150号
	情報公開第01092号		情報公開第01151号
	情報公開第01093号		情報公開第01152号
	情報公開第01095号		情報公開第01153号
	情報公開第01096号		情報公開第01154号
	情報公開第01097号		情報公開第01155号
	情報公開第01098号		情報公開第01156号
	情報公開第01099号		情報公開第01157号

開示決定日 通知番号

平成20年5月9日 情報公開第01158号
情報公開第01159号
情報公開第01160号
情報公開第01161号
情報公開第01162号
情報公開第01163号
情報公開第01164号
情報公開第01165号
情報公開第01166号
情報公開第01167号
情報公開第01168号
情報公開第01169号
情報公開第01170号
情報公開第01171号
情報公開第01172号
情報公開第01173号
情報公開第01174号
情報公開第01175号
情報公開第01176号
情報公開第01177号
情報公開第01178号
情報公開第01186号

副本

平成20年(行コ)第41号 公文書不開示決定処分取消等控訴事件

控訴人 国

被控訴人 吉澤 文寿ほか9名

証拠説明書(2)

平成20年5月28日

東京高等裁判所第17民事部イハ係 御中

控訴人指定代理人

藤 澤 孝



福 光 洋



益 子 浩



山 田 重



和 田 幸



長 尾 成



阿 部 録



清 水



大 野



小 川



望 月 千



略語等は、答弁書の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本写 しの 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙第15号 証	第7次日韓全面会 談請求権及び経済 協力委員会請求権 分科会第1回会合 (外務省)	写し	S40.6.2	平成19年11月16日付け開示決 定前の開示状況
乙第16号 証	第7次日韓全面会 談請求権及び経済 協力委員会請求権 分科会第1回会合 (外務省)	写し	S40.6.2	平成19年11月16日付け開示決 定後の開示状況

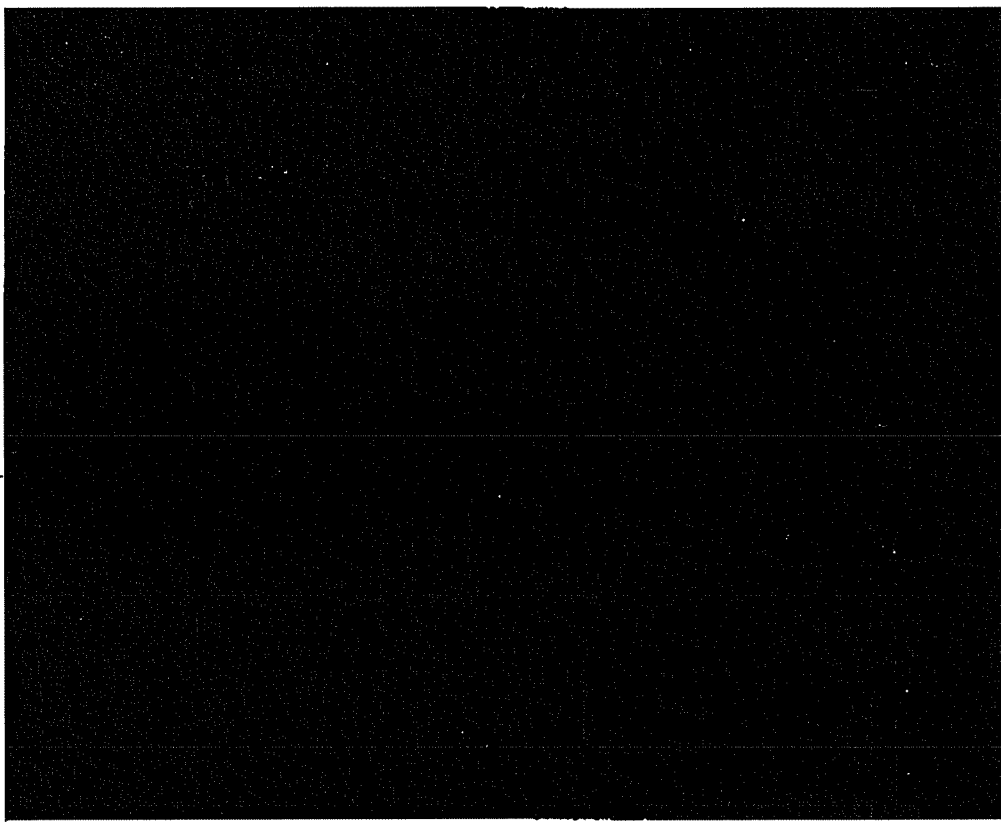
乙第 15 号証 199

秘密指定解除
情報公開室

極 秘
まで

第7次日韓全面会談請求権及び経済協力
委員会請求権分科会第7回答答

4.0.6.2
北東アジア課



以下 13 頁不開示

15



と 一回 会合

次回会合は6月3日午後3時30分、外務省535号室において開催することに合意をみた。

乙第 16 号証 81

秘密指定解除
情報公開室

極 秘
ま

第7次日韓全面会談請求権及び経済協力
委員会請求権分科会第1回会合

4 0. 6. 2
北東アジア課

- 1. 日 時 6月2日 午後2時30分-5時30分
- 2. 場 所 外務省第420号室
- 3. 出席者
 - (日本側) 佐藤審議官、松永条約課長、渥美外債課長、田代檢察、小和田(法規課)、杉田(外債課)、福田(条約課)、愚河内各事務官。
 - (韓国側) 全祥振局長、金正泰副理事官、崔茂洙東北亜州課長、吳在熙書記官(途中より参加)、金書記官。

4. 議事要旨

- (V) 韓国側から、日本側案の提示のあつた5月31日の会議には全局長のみ出席していたので、他の補佐のために改めて提案理由の説明を要望したのに対応、日本側（松永補佐）より大要次のとおり説明した。
- (i) 4月3日の合意事項に沿つて起草されたものであるが、表題は合意事項第5項が単に請求権の解決としているのを、一層実体を明確化するよう内容に即して提案の形とした。
- (ii) 前文は、本協定が日韓間の権利義務を具体的にとり決めるものであるので、通常あるような精神的規定を省き、簡潔に、しかし、日韓間に14年間も処理されなかつた諸懸案が解決され、外交関係が設定されることを念頭において請求権問題の解決と経済協力の供与がなされると言う協定締結の主旨を明らかにしている。

(イ) 第2条は4月3日の合意事項第5項のみが依拠すべき基礎であるが、第5項は請求権問題処理のもつ複雑な権利義務の変動と言つた実質に鑑み、そのまま協定文たりえず、精細正確な表現に直す必要がある。案文は平和条約等の先例を十分参照して、無駄なく簡潔にした、最少限必要な規定である。

(ロ) 第2条第1項は前段で相互に協定署名の時にある相手国または国民の実体権につき如何なる措置をとることも認め、後段では相互に協定署名時までには生じた請求権を放棄するとした。ここで「管轄の下にある」としているのは、措置をとるのは管轄の下にあるものに限られるという当然の事理を示すもので、第3国にあるものには適用がないことを意味し、これは桑港平和条約第14条2(I)の規定方式に範をとるものである。各種の権利譲

務の変動を取扱う以上、正確な規定が必要であるが、半島の北には及ばぬことを明記することは、韓国の立場も考えて、採用していない。「すべての措置」と言うのは、違法、非合法な措置は含まないことは言うまでもないが、すべての措置には、財産権、債権等を消滅させる措置のみならず、相手国国民が請求をもち出してもこれを却下する措置なども含むと解釈するものとする。

(4) 第2条第2項は第1項の除外例を定めるものだが、本来請求権の消滅といつた措置は戦後処理的なものであり、戦後間もなくとられるのが普通だが、日韓間にはとれず今日に至つたため、その間日韓両国民の間に行なわれた相当の往來にも及ばせることは影響するところが大きいので、合意事項では取引、契約等によるものを除外しているが、これを(4)で

とりあえげ、(a)では合意事項にない点であるが、在日韓国人には特別の待遇を与えることにも鑑み、双務的規定の形で在日韓国人を除外したものである。合意事項は「終戦後」としたが、これでは通常平和条約発効後の意味となり、第1項の及ぶ範囲が広くなるので、消滅からできるだけ救うために提案のように「貿易再開時」としたが、これが具体的にどの時点となるか調査中である。「通常の接触」と言う表現のものは合意事項の取引、契約等であるが、法律用語ではないが取引、契約等よりも幅広いものとして提案の表現とした。

- (b) 交換公文は合意事項付属の合意議事録と実質的に変わらず、表現を法律用語にしたものであるが、8項目を言及するとき1952年云々と冠せているのが適当か否か現在研究中であるので、最終的表

6

現は保留したい。また第2項では協定署名時としているが、今日より署名の日まで新しい拿捕が行なわれないものと韓国側の善意を信じてのことである。

② 韓国側は、提案の是非善悪にはふれずに、内容の理解に資するためクラリフィケーションを求めたいと前置きして、まず、前文の第一パラグラフで諸懸案の解決云々という漁業協定や基本関係条約にない表現を挿入した理由を質した。日本側から、基本関係条約作成の過程では日本側から提案したが、個別の懸案処理の協定があれば足りるとして韓国側が反対したので日本側が譲歩した経緯があることを指摘した後、3億、2億の経済協力を行なう前提として日韓両国が請求権問題を水に流して国交正常化するという目的を謳うところからいえば、漁業協定のような個別協定と異なる性格のものであると述べた。これに対し、韓国側は文章の排列上は請求権解決よりまえに諸懸案の解決が出ているのは理解しえないと述べたので、日本側から、懸案一括解決の見地から、協定成立時にはすべて処理されてい

8

るから實際上問題になりえないと同時に、請求権問題解決の大平・金方式以来の思想的ベースを明示するうえで不可欠の規定であると述べた。(これに対し、韓国側は、大平・金の了解について日韓間に理解が異なっているようだが、韓国側の理解するところは、日韓両国が第5次、第6次会談で請求権の算定を試みたとき、金額的に大差があり、この差をせばめる交渉が続けられた結果、名目の問題は相互に国内説明できるように請求権を解決し経済協力を進める形で合意した筈であり、従つて請求権問題の名目を水に流したというのは正しくないと思ふ旨述べた。)

- (3) 前文第2パラグラフは経済協力を日本が片務的に与える(「寄与する」とあるため)こととなるが、日本が第3国との間に結んだ経済協力協定の例を韓国側が求めたので、日本側から、前文冒頭で協定する主語は両

国であり、別に片務的であることに実質的
問題は見出しえぬと述べ、ラオスとの間の
経済技術協力協定は同様の規定方式である
(なお、その他の先例は今後通知する)と
述べた。

- (4) 韓国側は協定第1条の柱書について問題を提起せんとしたので、日本側から当分科会ではとりあげるものでなく、委員会の全体会議において取上げるべきものと主張し、韓国側は前文第2パラグラフと第1条の柱書との関連を質したかつたと述べてこの点についての質疑を打切つた。

(5) 韓国側は、次いで、「今後とることのあるすべての措置」をとりあげ、日本側の説明によれば法廷で却下することなどが考慮されているようだが、本来この種のごとは協定で触れる要はなく、権利、利益について今後何等の措置もとらぬかぎり無限にペンディングの状況になるわけで、この不安定をなくすために当然起案段階で考慮したであろう措置の対象と内容を具体的に伺いたいと述べた。日本側から、韓国側のいわゆる8項目の要綱にあるようなもの、例えば恩給の未支給分があれば国庫に帰属する措置（立法か政令か省令かは、いまは、わからない）をとる必要がある。その国内法上の手当の法的基礎を第2条第1項にある形で設けたものであるが、広汎にわたる対象とそれに対する措置を将来検討する状況にあるので具体的には説明できないと答えた。これに対し、韓国側は、「今後とること

11

とのあるすべての措置」は包括的にすぎるので対国会説明のためにも具体的事例の説明がないと、例えば協定署名の時までに8項目以外にどんなものが措置の対象となってくるか不確定であり、国会乗切りのうえで憂慮せざるをえないと述べた。そこで、日本側は対象をせばめる一法としては終戦の時をもつて財産、権利および利益をとらえることだろうが、過去の時点に相手国ないしその国民のものであつたことをアイデンティファイすることは實際上困難であるし、技術的には協定署名時でとらえるのが最も適當である、しかし、韓国側の論法をとれば措置の対象を積みあげる方式以外にはないことになる筈である、しかし、合意事項のパターンに沿つて全般的な解決を図るには平和条約の先例をとらざるをえず、戦後相当の期間経過したことを考慮し実際的不都合をなくすため、第1項で大きく網

12

をかけたも案 2 項で殆んど抜けておる形としたから、韓国側が危惧するような今後とるべき措置の対象は観念的には大きくとも実際問題として 8 項目でカバーされているもの以外にはありえないと思う旨説明した。しかし、韓国側は、実例は思いつかないが、包括的な規定の仕方では可哀想なケースもありうるので、それを国会で突かれると困るので、対象は 8 項目要綱に含まれているものと限定してもらえば安心であると述べたので、日本側は 8 項目に限定するのであれば 8 項目の正確な範囲を承知することが先決となると応酬し、若し韓国側が具体的事例を挙げてくれれば、措置の対象に入るか否かを日本側で示すことができると述べた。

13

(6) 韓国側は「財産、権利及び利益」を具体的に列挙してもらいたいと希望したので、日本側は平和条約にも用いられている表現で実体的権利をすべて指し、有体、無体の財産をひつくるめた概念であると前置きし、しかし第2項で大きく除外してあることを韓国側として十分考慮してほしいと述べた。韓国側は「権利」となると著作権のように8項目にふれてないものも入ってくるので、この種の対象と措置を具体的に例示してほしいと繰返した。

(7) また、韓国側は平和条約第4条は「財産と請求権（債権を含む）」と云っているのに比し、日本側提案は「財産、権利及び利益」として範囲を拡げているように思うと述べた。日本側は、これに対し、平和条約第4条は実体権を指すものであつて、単に「財産」と云つても実体権全部を含むものと了解してあればよいが、平和条約第14

15

禁示に関する総司令部覚書にあり、これに基づいて一連の政令、通達が出されている（尤も、海外からの日本人引揚者については順次制限が緩和された）と述べたところ、韓国側は次回会合において説明あるよう要望した。

5. 次回会合

次回会合は6月3日午後2時30分、外務省235号室において開催することに合意をみた。

14

条の表現の方がむしろ適切、通常の表現であると思うと説明した。

- (6) 次いで日本案第2条第2項にうつり、韓国側は「特別の措置」の内容を質したので、日本側は、終戦により韓国が日本から離れ独立し、平和条約が結ばれたと云う事態に直面して日本がとつた戦後处理的措置を指し、若し単に措置としたら例えば戦後受け入れた郵貯の預入も含んでしまうので「特別の」で限定したものであると説明した。韓国側は、これは第1項の例外を限定する作用をもつものだから、当然列挙しうべきものと思うので、説明を求めたいと述べたが、日本側は元々「財産、権利及び利益」が網羅しえない内容であるから、それについて戦後处理的措置をとつても、具体的に特記しきれない性質のものであることを了解してほしいと答え、そもそもの基礎は昭和20年9月22日付の対外取引の全面的